

5歳児健診の実施に向けた取組状況について

本市では、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣その他育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図るため、令和8年度から「5歳児健診」を実施できるよう取り組んでおりますので、現時点の検討状況及び今後の取組について御報告いたします。

1 対象児及び実施時期

令和3年4月2日以降に生まれ、当該年度中に5歳に到達する子どもを対象に、令和8年4月から実施

2 実施方式

- (1) 国の通知等を踏まえ、保護者の負担の軽減やスムーズな健診の実施を図る観点等から、国の問診票を活用し、医師の関与のもとで発達等に課題があると考えられた子どもを対象に医師が診察を行う、いわゆる「二段階方式」とする。
- (2) 医師の診察を含む二段階目の健診については、他の乳幼児健診と同様、各区役所・支所の子どもはぐくみ室（以下「はぐくみ室」という。）において、医師・保健師・心理職等が多職種で対応する「集団健診方式」とする。

3 就園先等との連携

保護者に質問票への回答の勧奨を依頼するとともに、保護者の同意が得られた子どもは、就園先等から就園先での子どもの様子をアンケートで回答してもらうことで、総合的にスクリーニングを行う。

4 フォローアップ体制

- (1) 次のとおり、はぐくみ室の機能の強化を図る。
 - ア 現在、児童福祉センター発達相談所が所管する「児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）」等に係る一部業務について、令和8年10月を目途にはぐくみ室へ移管し、はぐくみ室において、御相談だけでなく、療育の利用に必要な手続も受け付ける。
 - イ 保健師や心理職等によるはぐくみ室での相談体制を強化し、保護者が発達特性や就学後の生活で困りに繋がるおそれのある課題に気づき、子どもに応じた関わり方・声掛けの工夫等を相談できる機会を設ける。
- (2) 児童発達支援センターと連携した相談機能の強化を図る。

5 令和8年4月からの実施に向けた今後の取組

- (1) 令和8年2月に予定している初回の案内発送に向けて、直ちに準備行為を行う。
- (2) 引き続き、関係団体との調整を進め、5歳児健診の従事者へ研修を進めていく。

5歳児健診の主な流れ

